たすけあい奨学制度（大学生協学業継続奨学制度）
応募用紙・郵送用宛名ラベルの使用について

たすけあい奨学制度（大学生協学業継続奨学制度）にご応募される方は、下記をお読みいただいた上で「大学生協学業継続奨学制度応募用紙」に必要事項を記入し、全国大学生協連奨学財団まで郵送してください。

記

1. HP 内「応募のご案内（PDF）」をご覧ください。

応募資格や応募方法などが記載してあります。応募対象にならない場合もありますので、応募資格をよくご覧ください。また、当制度は寄付等財源の関係で給付に制限があります。応募内容などに基づいて審査のうえ給付者を決定していますので、ご留意ください。

2. 「応募用紙・郵送用宛名ラベル（PDF）」をダウンロードします。印刷する際の規格等は、以下のものをご使用ください。

（１）大きさ：Ａ４
（２）紙　色：表裏とも白色（印字は黒色でお願いします）
（３）紙　質：一般的なコピー用紙と同等のもの

3. 応募用紙の記入の際は以下にご注意ください。

- 黒または青字で記入してください。（鉛筆やフリクションボールは使用しないでください）
- 「Ⅱ家族の状況」で当てはまる事項がない場合を除いて、空欄がないようご記入ください。
- 「Ⅲ.その他、特別な事情のある方は、内容を記入してください」は、審査の参考にいたしますので、可能な範囲でご自身やご家庭のご事情を記載してください。※特記事項がない場合は空欄でも可

4. 応募用紙に必要書類を同封した上で郵送してください。

HP 内「応募のご案内（PDF）」に記載している『応募と一緒に添付する提出書類』を必ず同封してください。同封がされていない場合は、２次審査へすすむ前に追加書類の提出をご案内します。

5. 宛名ラベルを使った郵送について

お手持ちの縦型の定型封筒に、印刷した「宛名」部分を切り取り、封筒の左端に合わせて貼り付けてください。この「宛名」を使用した場合の郵送料は無料です。

以上

～扶養者をなくされた学生へ緊急の経済援助～

大学生協学業継続奨学金 応募のご案内

一般財団法人 全国大学生協連奨学財団

概　　要

大学生協学業継続奨学制度（たすけあい奨学制度）は、扶養者（学費または在学するための生計の全部または相当部分を負担していた者）を在学中に亡くし、経済的理由により学業を継続することが困難になった学生に対して奨学金を支給し、学業継続を支援することを目的とする緊急の奨学制度です。財源の多くは、同世代の学生等の皆様の寄付によって支えられています。

応募・審査の上、12万円を一括給付します。（返済不要）
※扶養者が死亡されてから卒業までの期間が5か月以内の場合は、1か月につき2.4万円の割合で給付します。
（卒業後の進学が決定している場合は12万円一括給付となります）

※寄付等の財源の関係で、給付に制限があります。支給審査基準に基づいて審査を行い、支給対象者を決定しております。給付対象の条件は厳しいことを、あらかじめご了承ください。

応 募 資 格

（1）（2）（3）のいずれかに該当し、扶養者が死亡したため学業継続が経済的に著しく困難である学生に応募資格があります。他の奨学金や授業料減免措置を受けていても応募できます。

（1）全国大学生協連に加入する会員生協のある学校に在籍している大学生、院生、高専生及び専門学校生。
※ただし、留学生は大学生協組合員に限ります。

（2）全国大学生協連に加入するインターカレッジコープの組合員である学生、または全国大学生協連に加入する会員生協の組合員である高校生。（2）の場合、現在組合員でない学生であっても生協加入後に応募することができます。

（3）CO・OP学生総合共済の加入者（被共済者）である大学生、院生、高専生、専門学校生、専修学校生。

（1）（2）に該当する学校、インターカレッジコープは、当財団HPの「対象の学校・インターカレッジコープ一覧表」に掲載していますのでご確認ください。
（右のQRコードで確認できます⇒）

応募の無効

以下の場合は応募無効となります。（再応募もできません）

（1）学籍取得前（または応募資格（1）（3）に該当する）前の扶養者死亡の場合。
（2）応募時点で学籍がない（または応募資格（1）（3）に該当しない）場合。
（3）当財団で応募を受理した日付から、1年を経過しても審査に必要な書類が提出されない場合。
※当財団から次年度分の書類提出を求めるなど、財団側の都合で書類提出に遅れが生じた場合の期間は除きます。
（4）応募後に学籍がなくなり、6か月を経た場合。
（5）本人が辞退した場合。

応募の期限

扶養者が亡くなられた日から1年以内の応募に限ります。

応 募 方 法

2通りの応募方法があります（①の方が、より審査から給付までにおける期間が短くなりやすいです）

① 当財団HPから応募フォーム入力・提出書類のデータ添付・送信（下記の二次元コードから進むことができます）
② 当財団まで応募用紙・添付する提出書類を郵送（当財団HPに受取人払いの専用宛名ラベルデータがあります）
（応募用紙の送付先：〒166-8532 東京都杉並区和田3-30-22　全国大学生協連奨学財団事務局 宛）

問い合わせ先

全国大学生協連奨学財団 事務局

TEL：03-5307-1126　受付時間　平日10:00～16:00（土・日・祝・夏季・年末年始休業）
Mail：zaidan.jimu@univ.coop

大学生協奨学財団HP➡
（応募要項のページ）

応募と一緒に添付する提出書類

（※全て写真を含むデータまたはコピーでの提出可。ただし、用紙に出力しても文字・数字がはっきりと読むことのできる状態のものに限ります）

①【応募者全員】扶養者が亡くなられてから直近1年分の所得を証明する書類
（所得証明書または源泉徴収票・確定申告書のいずれか。所得がない方は非課税証明書）
※扶養者と、扶養者の配偶者、２名分それぞれの書類が必要となります。
ただし、学生ご本人と戸籍が別となる配偶者については提出不要となります。
※基本は扶養者が死亡した前年1～12月の1年間分の期間についての所得です。
ただし、その期間より直近であれば、他の月始まりの1年間の所得を証明する書類でも可とします。

②【応募者全員】学生証または卒業証明書（休学証明書も可）

③【インターカレッジコープの学生・高校生のみ】大学生協の組合員証

④【CO･OP学生総合共済加入者の学生のみ】CO･OP学生総合共済加入者証
※応募資格(1)(2)に該当する方は、④の書類について提出不要となります。

審査の流れ

1 応募内容・扶養者が亡くなられてから直近の所得を証明する書類に基づいて1次審査を行います。

※応募内容に空欄があることによって２次審査に進むにあたり支障が出る場合、または所得を証明する書類等の添付書類に不備がある場合は、「１次書類提出のお願い」のご案内を行い、２次審査にすすむ前に追加提出をお願いする場合がございます。

2 １次審査を通過した場合、２次審査での必要提出書類についてご案内します。

２次審査では、指定する証明書類をそろえて、指定の期日までに提出していただきます。
※２次審査での提出書類（※全て写真を含むデータまたはコピーでの提出可）

【全員】
- 死亡診断書（または死亡者名・死亡日の記載がある扶養者が亡くなられたことを証明する書類）
- 振込先口座指定用紙
- アンケート（任意）

【両親ともに亡くなっている、または離婚・離別している場合】
- 戸籍謄本（全部事項証明書）
- 死亡届など離別していることが分かる証明書類

【相続放棄または自己破産手続きをした場合】
- 家庭裁判所からの相続放棄申述受理通知書または免責決定書

【卒業後の進学が決定している場合】
- 進学先の学生証

【支給基準のポイントに満たない場合の追加書類　※必要に応じてご案内します】
- 障害者手帳/特定医療費（指定難病）受給者証
- 兄弟姉妹の学生証または卒業証明書
- その他必要書類

3 指定する証明書類により、応募用紙の記入事項と書類の照合、払い込み先の確認を行います。

原則として支給対象確定から10営業日以内に、本人指定の銀行口座に奨学金を振り込みます。
※審査を通過されなかった場合にも、指定されたご連絡先に審査結果をお知らせします。その際、応募資格に該当するが支給対象外となってしまった方の場合は、お見舞として図書カード（1,000円分）をお送りします。
※ご提出いただいた応募・審査に関する書類は返却いたしません。

審査項目の概要

審査は原則として審査基準表の項目にもとづくポイント制とし、40ポイント以上は支給対象、40ポイント未満の場合は支給対象外となります。
本人の就学状況（授業料など）、住居状況（自宅通学、自宅外通学の別）、扶養者及び扶養者の配偶者の所得金額（扶養者が死亡した前年1～12月）、兄弟姉妹の在学状況、本人や家族の障害の有無、などが審査のポイント対象です。
※審査結果の理由や審査基準の詳細については、給付対象・対象外にかかわらず公表いたしません。

個人情報の取扱い

応募用紙に記載された個人情報は、大学生協学業継続奨学金の審査・支給業務及び制度推進を目的に利用します。また、ご自身が所属する大学の生協に、氏名、学年、給付の有無、給付金額について提供いたします。全国大学生協連奨学財団HPの個人情報保護方針をご参照ください。

● 大学生協学業継続奨学金応募用紙 ●

私は、扶養者の死亡により学業を継続するうえで経済的に支障をきたしています。
個人情報の取扱い(応募のご案内末尾)を承認のうえ、応募いたします。

申請日 20　　年　　月　　日

亡くなられた扶養者の氏名		死 亡 日	20　　年　　月　　日
続　　柄	父 ・ 母 ・ その他続柄（　　）		

Ⅰ. 本人の状況

※空欄がなく(　)内の選択も忘れないように扶養者死亡時点での内容をご記入ください。

ふりがな		（大学・大学院・高専・専門・高校）	
本人氏名		（学部・学科・専攻）	
生年月日	年　月　日生（　）歳	20　年入学 ― 20　年　月卒業予定（扶養者死亡時　年生）	
通学時の本人住所	〒	通学別	（自 宅・自宅外）
電　話	携帯　　固定(あれば)	※日中連絡がつく電話番号	
E-mail			
授 業 料	年額　　万円　※施設費・入学金は含めず、授業料免除前の金額です		
該当に○	大学生協 （組合員 ・ 非組合員）	CO-OP学生総合共済 （加入 ・ 未加入）	
	障害者手帳/特定医療費(指定難病)受給者証の所持 （あり ・ なし）	留学生のみ記入 （私費 ・ 国費）	

Ⅱ. 家族の状況

扶養者	扶養者の住所	〒
	電　話	携帯　　固定(あれば)　　※日中連絡がつく電話番号
	E-mail	※学生ご本人に連絡が取れない場合使用させていただきます

(扶養者死亡時点での)家族の状況

	続柄	氏　名	年齢	離別・死別・離婚をされた、または障害者手帳や特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの場合は記載
就学者以外	父			
	母			

	続柄	氏　名	年齢	学校名	学校種別	学年	通学別
就学者(本人以外)					(小学校・中学校・高校・大学・専門・高専生・予備校)		(自 宅・自宅外)
					(小学校・中学校・高校・大学・専門・高専生・予備校)		(自 宅・自宅外)
					(小学校・中学校・高校・大学・専門・高専生・予備校)		(自 宅・自宅外)
					(小学校・中学校・高校・大学・専門・高専生・予備校)		(自 宅・自宅外)

裏面にもご記入ください →

Ⅲ. その他、特別な事情のある方は、内容を記入してください

（例：本人・家族の状況について、提出書類についての補足、卒業後の進路が決定しているなど）

※記入必須ではありませんが、審査の際参考にさせていただきます。

給付対象となった場合、Ⅲ.に記入した内容を、名前は削除した上で「学校名と学年」のみで広報誌などに掲載しても良いですか。

①掲載してもよい　②活字にしてなら可　③掲載しない

参考としてお聞きします

①今後の家計の年収はどの位になりますか　年（　　）万円

②ご本人のアルバイト収入　月（　　）万円

③奨学金の有無（なし・申請中・あり → その名称（　　）　月額（　　）円）

④授業料免除予定の有無（なし・申請中・あり → 全額 ／ 年　　万円減額）

⑤この制度をどのようにして知りましたか

A）大学生協窓口の案内で　B）学生総合共済の書類に同封された案内を見て　C）家族に聞いて

D）学校の学生支援課等の案内で　E）自分でポスター・チラシを見つけて

F）大学生協連奨学財団のHPを見て　G）その他（　　）

今後の審査関係書類送付先を○でご指定ください

※E-mailを指定いただくと審査から給付までの期間が短くなりやすいです。

①本人住所　②本人E-mail　③扶養者住所　④扶養者E-mail

⑤その他住所（〒　　）

※E-mailをご指定の場合……ご案内の前にメールアドレス確認のメールを送ります。
ご指定のアドレスから3営業日以内に返信がない場合、郵送でのご案内に切り替えます。

応募のご案内に記載されている「応募と一緒に添付する提出書類」を同封の上、本応募用紙をご郵送ください。

TS2400　202401　4000

✂ この線で切り取ってください

料金受取人払郵便

杉並局承認

7095

差出有効期間
2027年 4月
30日まで
（切手不要）

１６６-８７９０

東京都杉並区和田 3-30-22
大学生協杉並会館

全国大学生協連奨学財団
事務局 行

一般財団法人　全国大学生協連奨学財団
TEL 03-5307-1126（受付時間 平日10:00～16:00）
MAIL zaidan.jimu@univ.coop

差出人氏名・住所
〒 氏名

ご郵送の手順について

1. 縦型・定形サイズの封筒をご用意ください。
本紙左の点線部分を切り取り、
封筒の表に貼り付けてください。

封筒表

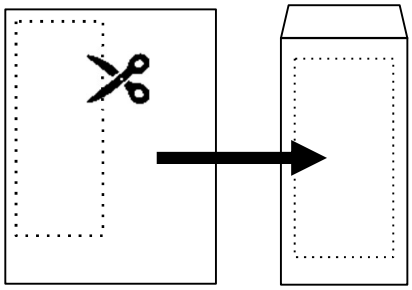

切り取った宛先を貼る
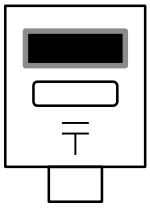
2.ご記入いただいた応募用紙などの必要書類を
封筒に入れて、**切手を貼らずに投函**
してください。